

2004年度第3回福山市入札監視委員会会議概要

1 会議名

2004年度第3回福山市入札監視委員会

2 開催日時・場所

2004年11月11日(木) 午前9時00分～11時00分
福山市役所議会棟3階 第5委員会室

3 出席委員名

富田委員，塚本委員，石井委員，無漏田委員，坂本委員

4 説明のため出席した職員

建設部長，農林土木担当部長，建築担当部長，下水道部長，水道局業務部長，
監理課長，契約課長，技術検査課長，農林整備課長，営繕課長，建設第1課長，
水道局経理課長

5 会議の概要

(1) 前回の入札監視委員会の意見について

契約課長から次のとおり説明を行った。

「ブロック制について，市の考え方を提出してほしい。」という意見については，本市は1916年(大正5年)7月市制施行以来，周辺地域との合併を繰り返し，その合併の経過の中でブロック制を採用してきた。競争性の確保は，本市にとって重要な課題ではあるが，地域の経済と雇用を考えたとき，地元企業の育成は，行政にとって重要な役割があり，また，地域の実情を熟知し，地域に根ざした者が迅速な対応を行えるというメリットなどもあるため，ブロック制は，一定の役割はあると考えている。ブロック制の見直しについては，当委員会や議会での議論を踏まえ，入札制度全体を見直す中で，検討していく必要があると考えている。

「以前に対象施設の工事を施工した業者を指名した場合の入札状況について，調査してほしい。」という意見については，今年4月から9月までに契約した施設改修工事等について，維持管理業者の指名の有無による落札状況を表にした。

「今年度発注した円形管理設工事について，ブロック別の落札率を提出してほしい。」という意見については，4月から9月までの契約分について表にした。

「年間受注額が上位の業者について，業者毎の受注履歴のデータを提出してほしい。」という意見については，昨年度の指名競争入札の当初契約金額が1億円以上の業者，及び業種別当初契約金額の上位の者について，契約件数，平均落札率を表にした。

(2) 抽出案件の選定理由について

富田委員から次のとおり説明を行った。

公募型指名競争入札から1件、指名競争入札については、低入札の建築工事1件と、同種の土木工事のうち、隣接工区のもので落札率が高いものと低いもの1件ずつを選んだ。随意契約については、契約金額が最も大きいもの1件を選んだ。

(3) 抽出事案の審議

- ア 内海町東部地区浄化センター第2期工事(土木工事)
- イ 福山市立野々浜小学校北棟校舎外壁他改修工事
- ウ 小口径管推進工事(国補第23工区)
- エ 小口径管推進工事(国補第24工区)
- オ 円形管埋設工事(流開第22工区)

アからオについて、契約担当課長又は工事担当課長から各々の発注した工事について説明を行った。

(4) 委員会の意見

工事成績の評定方法について、次回資料として提出してほしい。

(5) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

- ア 指名除外措置運用状況
- イ 低入札価格調査制度の運用状況
- ウ 入札談合情報対応状況

アからウについて、契約課長から取りまとめて報告を行った。

(6) 次回委員会の開催日程について

2005年2月中旬に開催することとし、日程については、後日事務局が調整することとした。

(7) 次回委員会で審議の対象とする工事の抽出について

次回の会議で審議する事案の抽出は、本年10月から12月分を対象として、塚本委員が担当することとした。

6 発言の要旨

主な質疑応答は、次のとおりである。

(1) 前回の入札監視委員会の意見について

Q1 合併の経過や地元企業の育成などからということは理解できるが、ブロック制に強くこだわりすぎると、公正な入札にならないのではないか。ブロック制以外の方法を採用した場合に弊害が起きるかどうか、吟味が必要なのではないか。高い落札

率は、業者が話し合いをしている結果なのか、それとも市が落札者を調整するなどの関与があるのか。

A 1 例えば、災害発生時などに迅速な対応がとれるのは、地元業者であり、ある程度地域性について考慮するのは、行政側としてもやむを得ない。全国的に、条件付一般競争入札や公募型指名競争入札を拡大する傾向にあり、ブロック制はそのままとしても、入札制度全体の中で競争性を高めていくことは、今後の課題と考えている。落札率については、どうしても限られた範囲での指名業者の競争となるので、受注意欲を特に示す場合以外は、低い落札率とならないと思われる。行政が落札者を調整するようなことは一切ない。

Q 2 工事を本当に受注したいなら、90%を超える入札はしないと思う。他の自治体でも、競争が行われているところでは、90%より低い落札率だと聞く。95%前後の落札率というのは、正しい入札とは思えない。

A 2 入札制度全体を見直す中で検討が必要と考えている。

3 入札監視委員会の目的は何かということをもう一度考え直す必要がある。委員会が始まって以来、1年間で低入札の件数が減り、全体として落札率が上昇している。また、1年間の土木工事の受注状況を見ると、落札件数が多い業者ほど、落札率が高くなっており、4件落札した業者は、全て低く落札した者と全て高く落札した業者に分かれる。こうしたことの原因の分析等をきちんとする必要があるのではないか。

(2) 抽出事案の審議

ア 内海町東部地区浄化センター第2期工事(土木工事)について

Q 4 共同企業体方式にする必要性はどのような理由からなのか。

A 4 同種工事の施工実績を有する市内業者が8社しかおらず、広く市内業者に経験を積ませたいという考えから共同企業体方式とした。

Q 5 共同企業体の結成はどのように行うのか。

A 5 業者同士が事前に話し合い、代表構成員とその他の構成員を決め、共同企業体を結成してから、入札参加の申請をする。

Q 6 1.5億円以上10億円未満は公募型指名競争入札とするということだが、必ずしもこれに縛られずに通常の指名競争入札をすることができるのか。

A 6 本市建設工事公募型指名競争入札実施要綱のただし書きにより、市長が特に必要と認める場合は公募型としないことができるが、基本的には公募型指名競争入札を行っている。

イ 福山市立野々浜小学校北棟校舎外壁他改修工事について

Q 7 低入札となった理由は、どのような内容なのか。

A 7 業者に対する聴き取り調査によると、最も大きい理由は、2年前に竣工した工事以降、本市発注の建築工事の受注実績がなかったからということである。

Q 8 他の発注機関による建築工事の施工実績等は、充分調査しているのか。

A 8 資料を提出させて、聴き取り調査で確認している。以前の本市発注建築工事の実績もある。

Q 9 工事担当課が履行可能であるとした技術的判断について、その見解を聞きたい。低価格を実現させるための工法の変更等、納得できる理由があったのか。

A 9 工事費内訳書、積算資料、協力会社からの見積書等を提出させて、工種ごとに積算の考え方を調査したが、工法を変更するという内容ではなく、協力会社と価格調整が可能である、足場等に自社の保有材料で対応可能である、経費については、技術管理や安全管理に必要な経費を見積った上で、低く積算したというものであり、仕様に基づく良質な品質を確保し、適切に施工できるとの確約を得た。これら聴き取り調査の結果と、低入札者を落札者とし、審査基準以上であることから、落札者とした。低入札工事の場合、工事施工に当たっては、工事管理を厳しく行い、夏休み期間中の工期の中で中間検査を2回実施し、適正な履行がなされたと考えている。

10 この入札が自然な競争の姿であり、この価格で十分履行できるということなら、高落札のものは不自然だということになるのではないか。

11 実際に施工後の採算はどうなったのか、赤字工事になったのかどうか、下請の負担はどうだったのかについて調べる必要があるのではないか。

Q 12 低い入札が1社だけでなく、5社もあるのは、予定価格の妥当性について考えざるを得ないのではないか。

A 12 直接工事費については、入札した13社の平均は市の積算とほぼ変わらない。低入札の業者については、直接仮設費、共通仮設費、諸経費が、かなり低かった。

Q 13 この価格では少なくとも職員の給料は出ないのではないか。そのあたりも考えて低入札を調査しているのか。低入札の失格基準はどうなっているのか。

A 13 それぞれの工事について一定の審査基準を設けている。低入札者を落札者とし、ない場合の審査基準額は、直接工事費相当額の8割としている。公共工事の場合、適正な品質の確保が最優先とされており、本市の示した仕様どおり適正な品質が確保できるかを低入札価格調査のポイントとしている。1件の工事に係って、当該業者の経営がどうなるかについては特に議論、検討していない。従業員を有効に活用していくため、手持ち工事がない場合には、どうしても取りたいということもあり、会社自身の経営の問題である。

Q 14 聴き取り調査は、調査基準額を下回った全ての業者について行うのか。

A 14 市の要領で、最低価格で入札した者から行うこととされており、調査に当たっては、技術部門の職員と契約担当の職員の複数で、多角的に調査、確認している。

Q 15 低入札で落札した業者が、工事施工で大きな手抜き工事を行ったというようなことは、過去にあったのか。

A 15 そのようなことはない。低入札については、工事施工の管理監督を特に厳重にしているため、逆に工事の検査成績も良い場合が多い。

ウ 小口径管推進工事（国補第23工区）について

Q 16 低入札の理由について、業者から聴き取りした内容を教えてほしい。

A 1 6 低入札の理由は、工事現場の近くに業者の事務所があり、資材・機械はできるだけ自社のものを利用し、経費削減を図って施工できる物件であるため、是非受注したいということであった。工事費内訳書、下請予定業者などからの見積書等を提出させて、その内容をチェックした。下請予定業者とは、前年度も同じ推進工法の工事で仕事をしているため、今回特別に無理をお願いして協力を得た見積りにより積算し、2次製品納入予定業者についても、長年の付き合いにより、今回特に協力を得たということであった。自社で行う舗装、仮設についても削減していたが、市の積算した直接工事費程度の費用は見積っていると思料した。諸経費については、現場と事務所が近いことから、福利厚生関係などの経費について削減できるということだった。会社運営経費は、年間を通じ他の工事でまかなってでも、この工事をぜひ受注したいので、諸経費を削減したということであった。

Q 1 7 他の工事で経費を出すから、この工事は赤字でもいいということか。

A 1 7 市の積算は一定の利益を見込んだものであるから、低入札になると若干低い利益率となる。ずっとそれが続けば会社運営が難しくなるかもしれないが、この工事をどうしても受注したいということであれば、薄利ではあるが、自社で工夫を行うなど年間を通しての会社戦略によるものと考えている。

Q 1 8 50%程度の低入札でも薄利ではあるが利益が出るということなら、予定価格が高すぎるということではないか。

A 1 8 市としては、当該工事は国庫補助事業で会計検査の対象にもなるため、国等の基準に基づき積算をしている。基礎体力の強い業者のみを視野に入れて予定価格を設定し、経済的な効果ばかりを追求するというのは、行政としていかなものかと考えている。

エ 小口径管推進工事（国補第24工区）について

Q 1 9 先程と同種の工事で近接しているのに、落札率が高いのだから、その原因を調査すべきで、予定価格についても見直すことも当然あってよいのではないか。

A 1 9 補助事業については、国、県の基準での積算となるが、市としては、各現場の特色を加味する中で、今後どのような方法がとれるか調査研究していきたいと考えている。現段階では、予定価格は適正であると考えている。

Q 2 0 国や県の基準があるものについて、市の裁量によりその基準よりも低い価格を設定することは可能か。それ以外のものは、市の専門的な知識や裁量によって設定できるのか。

A 2 0 低い価格の設定は可能であるが、かなりのデータ等の根拠が必要となるので、どの程度の予定価格が適正かということについては、今後の検討課題とさせてほしい。

2 1 予定価格については、根本的に検討してほしい。

Q 2 2 低入札の聴き取り調査の際に、一方では低入札をしているのに、他方ではなぜ高い率の入札をしたのかについて、調査はしなかったのか。

A 2 2 現行制度の中では、高い率の入札について正式な調査をすることは難しい。

23 正式な調査ということではなく、予定価格として何が適正なのかということを探るための材料集めをしていくことが必要なことではないか。

Q24 各業者の入札価格が業者全員に伝わるのか、あるいは事前に業者が相談するのか、どちらかでないで予定価格の95%以上の価格に入札価格が揃うというのは考えられない。95%以上の落札率が一部で続いているというのは、入札担当者としては検討しなければならないのではないか。

A24 この工事については、設計金額が1千万円以上なので、入札書提出時に工事費内訳書も提出させ、入札書と工事内訳書の金額が違う場合には失格としている。また、工事費内訳書は入札後にチェックしている。下水道工事については、積算ソフトも多数あり、市の積算に近い数字が容易に積算できるので、予定価格に近い入札価格となるのではないかと考えている。高い落札率は受注意欲の程度によるものだとしか判断できない。

Q25 利益は、どの項目にあるのか。

A25 利益は、一般管理費の中に含まれており、一般管理費は概ね10%程度となっている。

オ 円形管理設工事（流関第22工区）について

Q26 随意契約をする場合には、予定価格が通常の場合よりどれだけ安くなるかというような判断材料となる資料を残しているのか。

A26 全て書類として残している。

Q27 随意契約は、一年前と比べて落札率が下がっているが、工種にもよるのだろうか、これについて何か見解があるか。

A27 特に分析していない。

カ 全体について

28 議論の材料として、抽出案件について予定価格の積算資料は出してもらえるのか、検討してほしい。

(3) 入札及び契約手続の運用状況についての報告

Q29 指名除外措置運用状況の中で、談合によるものはどのような内容か。

A29 公訴を提起され、罰金の略式命令を受けたことに基づく措置である。

Q30 市の調査によって談合と認定したケースがあるか。

A30 ない。業者に資料の提出を求め、事情を聞くもので、捜査権限はないので、限界がある。

Q31 内部告発者を保護するという観点で、市としての考え方は示されているか。

A31 現段階ではない。